



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境局自然環境課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	4
告示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づく指定病院の指定	健康局保健所保健課	7
告示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づく応急入院指定病院の指定	健康局保健所保健課	8
告示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定	健康局保健所保健課	9
告示	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく特例措置を採ることができる特定病院の指定	健康局保健所保健課	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	11
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	20
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	22
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	23
告示	介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可	福祉局監査指導部	24
告示	神戸高齢者総合ケアセンター駐車場管理委託業務における駐車料金の徴収事務の委託	福祉局高齢福祉課	25
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(自彊自治会ほか)	地域協働局地域活性課	26
告示	道路法による道路の供用開始(県道 神戸三木線)	建設局道路管理課	28

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 神戸三木線)	建設局道路管理課	29
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 平野旧県道線)	建設局道路管理課	30
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 岩岡魚住線)	建設局道路管理課	31
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 塩屋23号線)	建設局道路管理課	32
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 葺合方面第8号線)	建設局道路管理課	33
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 葺合北58号線)	建設局道路管理課	34
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 湊方面第32号線)	建設局道路管理課	35
公告	農用地利用集積計画の決定(一般)	農業委員会事務局	36
公告	農用地利用集積計画の決定(解除条件付)	農業委員会事務局	41
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	45
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市北区鈴蘭台南町3丁目)	都市局都市計画課	46
教育委員会	令和5年6月4日(日)執行予定の魚崎財産区議会議員選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等	教育委員会事務局学校環境整備課	47
人事委員会	職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程を一部改正する規程	人事委員会事務局任用課	50

神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成30年5月規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第4条 削除</u></p> <p>（施行細目の委任）</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15) コミノネズミモチ（シナイボタ）</u></p> <p><u>(16)～(30)</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>（指定外来種）</u></p> <p><u>第4条 条例第1条第4項に規定する規則で指定するものは、アカミミガメとする。</u></p> <p>（施行細目の委任）</p> <p>第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>所管局長</u>が定める。</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15)～(29)</u> [略]</p>

様式第2号から様式第5号までの規定中

「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....^①」 を
「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....」 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

4 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則(平成30年3月規則第28号)	[略]	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則(平成30年3月規則第28号)	[略]
		神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則(平成30年5月規則第1号)	様式第2号
			様式第3号
			様式第4号
			様式第5号

神戸市告示第160号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36台 原動機付自転車 0台	令和5年4月3日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和5年4月4日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和5年4月6日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和5年4月8日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 33台 原動機付自転車 0台	令和5年4月11日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和5年4月14日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台	令和5年4月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和5年4月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 1台	令和5年4月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和5年4月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和5年4月25日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 43台 原動機付自転車 1台	令和5年4月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 0台		

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	8台 0台	令和5年4月4日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	28台 0台	令和5年4月5日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	15台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	4台 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	12台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	4台 0台	令和5年4月10日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	19台 0台	令和5年4月13日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	12台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	11台 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	5台 0台	令和5年4月14日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	23台 0台	令和5年4月18日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	25台 1台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	21台 0台	令和5年4月20日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	20台 2台	令和5年4月24日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	9台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	17台 0台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	2台 0台		
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	18台 0台	令和5年4月25日	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	令和5年4月26日	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11台 2台		

神戸市告示第161号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第19条の8の規定に基づく指定病院として下記の精神科病院を指定した。

令和5年5月30日

神戸市長 久元喜造

医療機関の名称	所在地	指定病床	指定年月日
社会医療法人 寿栄会 ありまこうげんホスピタル	神戸市北区長尾町上津 4663 番地の 3	10 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人社団 東峰会 関西青少年サナトリウム	神戸市西区岩岡町西脇 838 番地	10 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 敬性会 神戸白鷺病院	神戸市西区神出町小東野 9 番地の 94	10 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人社団 向陽会 向陽病院	神戸市北区有野町有野 1490	10 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 実風会 新生病院	神戸市西区伊川谷町潤和字横尾 238-475	10 床	令和 5 年 4 月 1 日
公益財団法人 復光会 垂水病院	神戸市西区押部谷町西盛 566 番地	10 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 尚生会 湊川病院	神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 13 番地 20 号	10 床	令和 5 年 4 月 1 日

神戸市告示第 162 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 33 条の 7 第 1 項の規定に基づく応急入院指定病院として下記の精神科病院を指定した。

令和 5 年 5 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

医療機関の名称	所在地	指定病床	指定年月日
社会医療法人 寿栄会 ありまこうげんホスピタル	神戸市北区長尾町上津 4663 番地の 3	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人社団 東峰会 関西青少年サナトリウム	神戸市西区岩岡町西脇 838 番地	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 敬性会 神戸白鷺病院	神戸市西区神出町小束野 9 番地の 94	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人社団 向陽会 向陽病院	神戸市北区有野町有野 1490	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 実風会 新生病院	神戸市西区伊川谷町潤和字横尾 238-475	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
公益財団法人 復光会 垂水病院	神戸市西区押部谷町西盛 566 番地	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 尚生会 湊川病院	神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 13 番 20 号	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
兵庫県立ひょうごこころの 医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾 3	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町 7 丁目 5 番 2 号	1 床	令和 5 年 4 月 1 日
神戸市立医療センター 中央市民病院	神戸市中央区港島南町 2 丁目 1-1	1 床	令和 5 年 4 月 1 日

神戸市告示第 163 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 33 条の 7 第 2 項後段の規定に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院として下記の精神科病院を指定した。

令和 5 年 5 月 30 日

神戸市長 久 元 喜 造

医療機関の名称	所在地	指定年月日
社会医療法人 寿栄会 ありまこうげんホスピタル	神戸市北区長尾町上津 4663 番地の 3	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人社団 東峰会 関西青少年サナトリウム	神戸市西区岩岡町西脇 838 番地	令和 5 年 4 月 1 日
医療法人 尚生会 湊川病院	神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 13 番 20 号	令和 5 年 4 月 1 日
兵庫県立ひょうごこころの 医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾 3	令和 5 年 4 月 1 日

神戸市告示第164号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号)第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく特例措置を採ることができる特定病院として下記の精神科病院を認定した。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

医療機関の名称	所在地	指定年月日
社会医療法人 寿栄会 ありまこうげんホスピタル	神戸市北区長尾町上津 4663 番地の 3	令和5年4月1日
医療法人社団 東峰会 関西青少年サナトリウム	神戸市西区岩岡町西脇 838 番地	令和5年4月1日
医療法人 尚生会 湊川病院	神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 13 番 20 号	令和5年4月1日
兵庫県立ひょうごこころの 医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾 3	令和5年4月1日

神戸市告示第165号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850580099	介護老人保健施設 鶴芭	兵庫県神戸市兵庫区湊川町6丁目4-12	医療法人社団 渾深会	兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目2番2-102	令和5年5月1日	介護予防短期入所療養介護
2850580099	介護老人保健施設 鶴芭	兵庫県神戸市兵庫区湊川町6丁目4-12	医療法人社団 渾深会	兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目2番2-102	令和5年5月1日	短期入所療養介護
2860890504	訪問看護ステーション アルメリア	兵庫県神戸市垂水区桃山台4-8-6 桃山台ヴィレッジ北棟105号	株式会社クオリア	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目10番18号	令和5年5月1日	介護予防訪問看護
2860890504	訪問看護ステーション アルメリア	兵庫県神戸市垂水区桃山台4-8-6 桃山台ヴィレッジ北棟105号	株式会社クオリア	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目10番18号	令和5年5月1日	訪問看護
2870103856	ケアフレンド 若草園	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目17-7-1 グラントデ石屋川Ⅲ101号室	株式会社神鷲	兵庫県神戸市灘区薬師通二丁目2番11-302号	令和5年5月1日	訪問介護

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

2870503972	福祉用具の キラキラ	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町2丁目3 -15	株式会社k i r a k i r a	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町3丁目1 番7号	令和5年5 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870503972	福祉用具の キラキラ	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町2丁目3 -15	株式会社k i r a k i r a	兵庫県神戸 市兵庫区湊 町3丁目1 番7号	令和5年5 月1日	福祉用具貸 与
2870503980	株式会社キ ャビン	兵庫県神戸 市兵庫区大 開通1丁目 1-16 シ ンプルライ フ404号	株式会社キ ャビン	兵庫県神戸 市兵庫区東 山町4丁目 16-1 ア ーバニス神 戸東山602	令和5年5 月1日	訪問介護
2870603756	ひかるケア サービス長 田	兵庫県神戸 市長田区北 町一丁目39 番地の1	株式会社ひ かるケアサ ービス	兵庫県神戸 市長田区北 町一丁目39 番地の1	令和5年5 月1日	居宅介護支 援
2870703556	ケアプラン N&R	兵庫県神戸 市須磨区東 落合3丁目 8-21 DAIMON 東落 合1番館	ケアプラン N&R 合同 会社	兵庫県神戸 市須磨区東 落合3丁目 8-21 DAIMON 東落 合1番館	令和5年5 月1日	居宅介護支 援
2875104412	セントケア りまいん 神戸	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4番4号ブ ックローン 神戸ビル東 館2F	セントケア りまいん株 式会社	東京都中央 区京橋2丁 目8番7号	令和5年5 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2875104412	セントケア りまいん 神戸	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4番4号ブ ックローン 神戸ビル東 館2F	セントケア りまいん株 式会社	東京都中央 区京橋2丁 目8番7号	令和5年5 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売

2875104412	セントケア りまいん 神戸	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4番4号ブ ックローン 神戸ビル東 館2F	セントケア りまいん株 式会社	東京都中央 区京橋2丁 目8番7号	令和5年5 月1日	特定福祉用 具販売
2875104412	セントケア りまいん 神戸	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4番4号ブ ックローン 神戸ビル東 館2F	セントケア りまいん株 式会社	東京都中央 区京橋2丁 目8番7号	令和5年5 月1日	福祉用具貸 与
2875205250	福祉用具ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	株式会社ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	令和5年5 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2875205250	福祉用具ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	株式会社ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	令和5年5 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2875205250	福祉用具ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	株式会社ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	令和5年5 月1日	特定福祉用 具販売
2875205250	福祉用具ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	株式会社ア イらく	兵庫県神戸 市西区玉津 町水谷201 番地2カル ディアビル 3階	令和5年5 月1日	福祉用具貸 与

2875205268	ケアグレース訪問介護事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬712-1ラピート大蔵1号棟104号室	Quesera Grace 株式会社	埼玉県日高市女影 573-1	令和5年5月1日	訪問介護
------------	---------------	-----------------------------------	--------------------	----------------	----------	------

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

神戸市告示第166号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870203052	土屋訪問介護事業所 神戸灘センター	兵庫県神戸市灘区八幡町1-9-20 六甲小川マンション105	セリュック・ロジ株式会社	兵庫県西宮市戸田町5番16号 西宮ビル5F	令和5年4月17日	訪問介護
2860590393	訪問看護ステーション かがやき	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11	株式会社東洋信号通信社	神奈川県横浜市中央区山手町186番地	令和5年4月30日	介護予防訪問看護
2860590393	訪問看護ステーション かがやき	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11	株式会社東洋信号通信社	神奈川県横浜市中央区山手町186番地	令和5年4月30日	訪問看護
2865190025	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団 しあわせ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団	兵庫県神戸市北区しあわせの村1番18号	令和5年4月30日	居宅介護支援

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

2870503444	居宅介護支援事業所 かがやき	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11	株式会社 東洋信号通 信社	神奈川県横浜市中区山手町186番地	令和5年4月30日	居宅介護支援
2870503469	訪問介護ステーション かがやき	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11	株式会社東洋信号通信社	神奈川県横浜市中区山手町186番地	令和5年4月30日	訪問介護
2870603343	ひかるケアサービス長田	兵庫県神戸市長田区北町一丁目39番地の1	株式会社ひかるケアサービス	兵庫県神戸市長田区北町一丁目39番地の1	令和5年4月30日	居宅介護支援
2870804156	カンナサミット	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1グリーンハイツ松本204号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1-204	令和5年4月30日	訪問介護
2875102010	セントケアリフォーム神戸	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目4-4ブックローン神戸ビル東館2階	セントケア西日本株式会社	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目4-4ブックローン神戸ビル西館9階	令和5年4月30日	介護予防福祉用具貸与
2875102010	セントケアリフォーム神戸	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目4-4ブックローン神戸ビル東館2階	セントケア西日本株式会社	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目4-4ブックローン神戸ビル西館9階	令和5年4月30日	特定介護予防福祉用具販売

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

2875102010	セントケア リフォーム 神戸	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4-4ブッ クローン神 戸ビル東館 2階	セントケア 西日本株式 会社	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4-4ブッ クローン神 戸ビル西館 9階	令和5年4 月30日	特定福祉用 具販売
2875102010	セントケア リフォーム 神戸	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4-4ブッ クローン神 戸ビル東館 2階	セントケア 西日本株式 会社	兵庫県神戸 市中央区多 聞通2丁目 4-4ブッ クローン神 戸ビル西館 9階	令和5年4 月30日	福祉用具貸 与

神戸市告示第167号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870103856	ケアフレンド若草園	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目17-7-1 グラントデ石屋川Ⅲ101号室	株式会社神鷲	兵庫県神戸市灘区薬師通二丁目2番11-302号	令和5年5月1日	介護予防訪問サービス
2870103856	ケアフレンド若草園	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目17-7-1 グラントデ石屋川Ⅲ101号室	株式会社神鷲	兵庫県神戸市灘区薬師通二丁目2番11-302号	令和5年5月1日	生活支援訪問サービス
2870503980	株式会社キヤビン	兵庫県神戸市兵庫区大開通1丁目1-16 シンプルライフ404号	株式会社キヤビン	兵庫県神戸市兵庫区東山町4丁目16-1 アーバニス神戸東山602	令和5年5月1日	介護予防訪問サービス
2870503980	株式会社キヤビン	兵庫県神戸市兵庫区大開通1丁目1-16 シンプルライフ404号	株式会社キヤビン	兵庫県神戸市兵庫区東山町4丁目16-1 アーバニス神戸東山602	令和5年5月1日	生活支援訪問サービス

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

2875205268	ケアグレース訪問介護事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 712-1 ラピート大蔵1号棟 104号室	Quesera Grace 株式会社	埼玉県日高市女影 573-1	令和5年5月1日	介護予防訪問サービス
2875205268	ケアグレース訪問介護事業所	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬 712-1 ラピート大蔵1号棟 104号室	Quesera Grace 株式会社	埼玉県日高市女影 573-1	令和5年5月1日	生活支援訪問サービス
2890600378	ビーナスプラス長田	兵庫県神戸市長田区浜添通3丁目4番10号 白鷹真野マンション1階	株式会社ビーナス	大阪府堺市堺区田出井町1番1号 ベルマージュ堺2階	令和5年5月1日	介護予防通所サービス
2770301246	ぽぷら訪問介護なりた	大阪府寝屋川市三井が丘3丁目16番7号	株式会社ぽぷら	大阪府寝屋川市川勝町11番28号	令和5年5月1日	介護予防訪問サービス

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

神戸市告示第168号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870503469	訪問介護ステーション かがやき	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11	株式会社東洋信号通信社	神奈川県横浜市中区山手町186番地	令和5年4月30日	介護予防訪問サービス
2870503469	訪問介護ステーション かがやき	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6-4-11	株式会社東洋信号通信社	神奈川県横浜市中区山手町186番地	令和5年4月30日	生活支援訪問サービス
2870804156	カンナサミット	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1グリーンハイツ松本204号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1-204	令和5年4月30日	介護予防訪問サービス
2870804156	カンナサミット	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1グリーンハイツ松本204号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1-204	令和5年4月30日	生活支援訪問サービス

2890500206	デイサービス かがや き	兵庫県神戸 市兵庫区笠 松通6丁目 4-11	株式会社東 洋信号通信 社	神奈川県横 浜市中区山 手町186番 地	令和5年4 月30日	介護予防通 所サービス
------------	--------------------	---------------------------------	---------------------	-------------------------------	---------------	----------------

神戸市告示第169号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600378	ビーナスプラス長田	兵庫県神戸市長田区浜添通3丁目4番10号 白鷹真野マンション1階	株式会社ビーナス	大阪府堺市堺区田出井町1番1号 ベルマージュ堺2階	令和5年5月1日	地域密着型 通所介護
2895100135	ふらすてっぷ定期巡回・随時対応型訪問介護看護	兵庫県神戸市中央区熊内橋通6-1-17	株式会社ポジティブ	兵庫県神戸市中央区熊内橋通6-1-17	令和5年5月1日	夜間対応型 訪問介護

神戸市告示第170号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2890500206	デイサービス かがやき	兵庫県神戸市兵庫区笠松通6丁目4-11	株式会社東洋信号通信社	神奈川県横浜市中区山手町186番地	令和5年4月30日	地域密着型通所介護

神戸市告示第171号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	許可申請者の名称	許可申請者の所在地	許可年月日	サービス種類
2850580099	介護老人保健施設 鵜 芭	兵庫県神戸市兵庫区湊川町6丁目4-12	医療法人社団 渾深会	兵庫県神戸市兵庫区大開通8丁目2番2-102	令和5年5月1日	介護老人保健施設

神戸市告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定により、神戸高齢者総合ケアセンター駐車場の駐車料金徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

東京都品川区西五反田2丁目20番4号

タイムズ24グループ

代表者 タイムズ24株式会社

代表取締役社長 西川 光一

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第173号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、自彊自治会、南平台自治会、南落合1丁目自治会、日下部町部自治会、本多聞6丁目自治会、岩岡サントウン自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	自彊自治会	南平台自治会	南落合1丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区道場町塩田2780番地の8	神戸市西区押部谷町栄205番地の99	神戸市須磨区南落合1丁目11番1号
代表者の氏名	下尾 幸生	増田 隆三	直田 貴
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田2856番地1-103	神戸市西区押部谷町栄205番地の240	神戸市須磨区南落合1丁目9番11号

名称	日下部町部自治会	本多聞6丁目自治会	岩岡サントウン自治会
主たる事務所	神戸市北区道場町日下部1954番地8	神戸市垂水区本多聞6丁目2番1号	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の113
代表者の氏名	井上 武司	石田 英司	山口 茂雄
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部1954番地8	神戸市垂水区本多聞6丁目2番1号	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の76

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 自彊自治会 令和5年4月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	南本 昭夫	下尾 幸生
代表者の住所	神戸市北区道場町塩田2674番地	神戸市北区道場町塩田2856番地1-103

(2) 南平台自治会 令和5年4月15日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	牛尾 明美	増田 隆三
代表者の住所	神戸市西区押部谷町栄205番地の142	神戸市西区押部谷町栄205番地の240

(3) 南落合1丁目自治会 令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中村 晶平	直田 貴
代表者の住所	神戸市須磨区南落合1丁目8番26号	神戸市須磨区南落合1丁目9番11号

(4) 日下部町部自治会 令和4年4月17日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区道場町日下部23番地	神戸市北区道場町日下部124番地
代表者の氏名	荻谷 ひさよ	木元 初美
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部23番地	神戸市北区道場町日下部124番地

令和5年4月16日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区道場町日下部124番地	神戸市北区道場町日下部1954番地8
代表者の氏名	木元 初美	井上 武司
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部124番地	神戸市北区道場町日下部1954番地8

(5) 本多聞6丁目自治会 令和5年4月22日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区本多聞6丁目11番10-2号	神戸市垂水区本多聞6丁目2番1号
代表者の氏名	大川 麻衣	石田 英司
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞6丁目11番10-2号	神戸市垂水区本多聞6丁目2番1号

(6) 岩岡サントウン自治会 令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中井 義郎	山口 茂雄
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の61	神戸市西区岩岡町岩岡616番地の76

神戸市告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次の道路について令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸三木線	神戸市西区押部谷町木津字 根土7番2地先から	新	99.10	最大 27.39 最小 12.01
		神戸市西区押部谷町木津字 根土48番1地先まで	旧	99.10	最大 26.59 最小 9.65

神戸市告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸三木線	神戸市西区押部谷町木津字 根土3番1地先から	新	97.31	最大 13.14 最小 13.06
		神戸市西区押部谷町木津字 根土48番1地先まで	旧	97.31	最大 11.14 最小 8.58

神戸市告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	平野町旧県道線	神戸市平野町印路字岡碓 369番1地先から	新	62.12	最大 14.32 最小 11.52
		神戸市西区平野町印路字山 東368番2地先まで	旧	62.12	最大 5.32 最小 5.23

神戸市告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	岩岡魚住線	神戸市西区岩岡町古郷字南場961番1地先から	新	73.69	最大 11.08 最小 10.91
		神戸市西区岩岡町古郷字南場957番2地先まで	旧	73.69	最大 9.34 最小 9.20

神戸市告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	塩屋23号線	神戸市垂水区塩屋町5丁目 344番27地先から	新	41.20	最大 6.00 最小 4.10
		神戸市垂水区塩屋町5丁目 344番1地先まで	旧	41.20	最大 4.00 最小 2.00

神戸市告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	葺合方面第 8号線	神戸市中央区神仙寺通1丁目99番1地先から	新	1.00	1.60
		神戸市中央区神仙寺通1丁目99番6地先まで	旧	1.00	1.60

神戸市告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	葺合北58号線	神戸市中央区野崎通6丁目 331番3地先から	新	0.60	4.60
		神戸市中央区野崎通6丁目 331番3地先まで	旧	0.60	4.60

神戸市告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月31日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年6月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	湊方面第32号線	神戸市兵庫区千鳥町1丁目 3番1地先から	新	2.70	4.70
		神戸市兵庫区千鳥町1丁目 3番1地先まで	旧	2.70	2.90

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年5月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
ただし、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。
 - (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（一般）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備 考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
神戸市北区大沢町 谷山 準	神戸市北区北五葉 北浦 康次	北区大沢町市原字北浦 848-2 北区大沢町市原字北浦 856-1 北区大沢町市原字北浦 856-3	田 72 田 786 田 925	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
徳島県徳島市川内町 谷山 詩温	神戸市北区北五葉 北浦 康次	北区大沢町市原字北浦 856-2 北区大沢町市原字北浦 881 北区大沢町市原字北浦 894 北区大沢町市原字北浦 901-1 北区大沢町市原字北浦 901-2	田 198 田 743 田 16 畑 13 田 72	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	
神戸市東灘区御影 内田 充	神戸市北区山田町 岡崎 健治 神戸市北区鹿の子台北町 岡崎 繁雄 大阪府四條畷市田原台 岡崎 博史	北区道場町塩田字堀越 1588-4 北区道場町塩田字林ヶ坪 1643-1	田 869 田 273	本公告日 令和9年12月31日	13,035円／1筆 4,095円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当 該年に係る借賃の全額 を甲の指定する預金口 座へ振り込む。
神戸市北区八多町 芝 卓哉	神戸市北区大沢町 岩田 格夫	北区大沢町神付字蝮谷 1334	田 4,024	本公告日 令和9年12月31日	38,510円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当 該年に係る借賃の全額 を甲の指定する預金口 座へ振り込む。
神戸市北区大原 家根谷 靖子	神戸市北区山田町 池本 哲雄	北区山田町東下字口ノ池 1	田 1,160	本公告日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市大久保町 渡辺 浩行	神戸市西区平野町 山口 昂起	西区平野町西戸田字桑原 878 西区平野町西戸田字桑原 892 西区平野町西戸田字桑原 908	田 3,320 田 597 田 994	本公告日 令和6年3月31日	67,604円／1筆 12,156円／1筆 20,240円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日まで に借賃の全額を甲の住 所へ持参する。

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

神戸市西区枝吉 吉本 良秀	東京都江戸川区北葛西 橋本 敦弘	西区平野町黒田字宮ノ後 397-1	田 840	本公告日 令和10年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町 三浦 泰弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 武	西区伊川谷町井吹字東山 500-3 西区伊川谷町井吹字小池口 561 西区伊川谷町井吹字小池口 562 西区伊川谷町井吹字小池口 565 西区伊川谷町井吹字小池口 566-1 西区伊川谷町井吹字小池口 595-1 西区伊川谷町井吹字小池口 600-1 西区伊川谷町井吹字深谷 656 西区伊川谷町井吹字一之瀬 697 西区伊川谷町井吹字一之瀬 698 西区伊川谷町井吹字一之瀬 699 西区伊川谷町井吹字一之瀬 701 西区伊川谷町井吹字一之瀬 703 西区伊川谷町井吹字登り立 871-1 西区伊川谷町井吹字一之瀬 1426 西区神出町宝勢字大池尻 4107	畑 1,032 田 2,130 田 1,885 田 1,872 田 1,893 田 134 田 383 田 1,054 畑 1,917 畑 1,509 畑 1,417の内1,317 畑 2,031 田 1,898 田 411 畑 786 田 2,356	令和5年6月1日 令和16年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 胸永 和子 神戸市西区榎谷町 高尾 委子	西区神出町廣谷字北岡 605-3	田 2,574	令和5年5月31日 令和16年3月31日	21,879円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区神出町 胸永 浩	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区岩岡町 安福 博一	西区岩岡町岩岡字中筋 1609	田 1,881	令和5年5月31日 令和16年3月31日	62,300円/1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
明石市大久保町 橘 明裕	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。

令和5年5月30日 神戸市公報第3810号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	加古川市野口町 川西 花奈 神戸市西区伊川谷町 川西 和子 神戸市西区伊川谷町 川西 義博 神戸市西区王塚台 小田 恵子	西区伊川谷町井吹字鎌塚 14 西区伊川谷町井吹字鎌塚 28-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 34 西区伊川谷町井吹字基 86-1 西区伊川谷町井吹字生子谷 144-1	田 2,042 田 500 田 2,089 田 1,017 田 181	令和5年5月31日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 川西 和子	西区伊川谷町井吹字生子谷 134 西区伊川谷町井吹字生子谷 155	田 1,510 田 519	令和5年5月31日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 為川 万亀子	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1758-1	畑 1,735	令和5年5月31日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年5月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求す

ることができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における

農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から 30 日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積 ㎡					
神戸市北区日の峰 香川 麻衣	神戸市北区山田町 湯本 正忠	北区山田町中宇下津イ 25	田 634の内317	本公告日 令和7年12月31日	15,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市中央区中山手通 宇鷹 暢彦	神戸市北区山田町 湯本 正忠	北区山田町中宇下津イ 25	田 634の内317	本公告日 令和7年12月31日	15,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区青葉台 大橋 華子	神戸市北区山田町 湯本 正忠	北区山田町中宇下津イ 26	田 803	本公告日 令和7年12月31日	30,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区山田町小河字下ギトラ19-5 株式会社やくもファーム 代表取締役 松本 彩	神戸市北区山田町 西畑 十志一	北区山田町小河字下ギトラ 17 北区山田町小河字下ギトラ 18-1 北区山田町小河字下ギトラ 20-1	田 1,011 田 1,124 田 840	本公告日 令和9年12月31日	300,000円／1筆 300,000円／1筆 300,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
尼崎市西難波町 林 正広	神戸市西区伊川谷町 澤田 和暁	西区平野町中津字子ビケ鼻 2459	田 1,149の内300	本公告日 令和8年3月31日	7,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区鈴蘭台南町 近藤 三奈子	神戸市西区伊川谷町 澤田 和暁	西区平野町中津字子ビケ鼻 2459	田 1,149の内289	本公告日 令和8年3月31日	5,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区西舞子 岡 達也	神戸市西区玉津町 志波 かおり	西区平野町中津字柳ヶ坪 2712	田 2,433の内500	本公告日 令和8年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区小東山本町 高井 章男	神戸市西区伊川谷町 金月 信見	西区伊川谷町小寺字柿谷 491	田 1,307の内990	本公告日 令和10年3月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区南別府 山本 圭吾	神戸市西区押部谷町 徳岡 眞奈美	西区押部谷町高和字中溝 1409-1	田 696	本公告日 令和10年3月31日	7,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

和田興産 株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社 大土呂巧建築設計事務所

大土呂 巧

神戸市中央区明石町48番地

078-331-5405

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市中央区多聞通5丁目1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-21

(2) 敷地面積 約 620平方メートル

(3) 建築面積 約 410平方メートル

(4) 延べ面積 約4,412平方メートル

(5) 高さ 約44.9メートル

(6) 構造 鉄筋コンクリート造

(7) 階数 地上15階

(8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和5年5月30日から令和5年6月12日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年5月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区鈴蘭台南町3丁目12番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
和田興産株式会社
代表取締役 溝本 俊哉
- 3 許可番号
令和4年10月3日 第8075号
（変更許可 令和5年4月11日 第2050号）
（変更許可 令和5年4月19日 第2051号）

神戸市教育委員会教育長告示第1号

令和5年6月4日(日)執行予定の魚崎財産区議会議員選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和5年5月30日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度及び納付すべき費用の額表

(東灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備使用可否		電話番号	
			照明					聴衆席備付備品						可	不可		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室					
1 魚崎小学校	アリーナ	1100	40									600	なし	シート使用 土足厳禁	○		411-6196
2 魚崎中学校	体育館	447	18	12			24					500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
3 魚崎幼稚園	遊戯室	150							20			70	保育室	土足厳禁	○		411-9647
使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																
その他	<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	午前	午後	終日
			〔9時 ～ 13時〕	〔13時 ～ 17時〕	〔17時 ～ 21時〕	〔9時 ～ 17時〕	〔13時 ～ 21時〕	〔9時 ～ 21時〕
講堂	高等学校	平日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800
		土曜日、日曜日、 祝日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
	その他	平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
体育館	平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300	
	土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000	
家庭科教室 多目的教室	平日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200	
	土曜日、日曜日、 祝日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200	
普通教室	平日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100	
	土曜日、日曜日、 祝日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400	
校庭	高等学校	平日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200
		土曜日、日曜日、 祝日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400
	その他	平日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000
		土曜日、日曜日、 祝日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000

職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程を一部改正する規程をここに公布する。

令和5年5月30日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会訓令甲第1号

職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程を一部改正する規程

職員採用試験等の個人別成績に係る情報の提供に関する規程（平成10年4月1日人委訓甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（情報提供の対象者）</p> <p>第3条 情報の提供は、第2条各号に定める職員採用試験（以下「職員採用試験」という。）の<u>予備審査を通過しなかった者、第1次試験（考査）不合格者、第2次試験（考査）不合格者又は第3次試験（考査）不合格者（以下「不合格者等」という。）</u>に対し行うことができる。</p>	<p>（情報提供の対象者）</p> <p>第3条 情報の提供は、第2条各号に定める職員採用試験（以下「職員採用試験」という。）の第1次試験（考査）不合格者、第2次試験（考査）不合格者又は第3次試験（考査）不合格者に対し行うことができる。</p>

(提供する情報)

第4条 提供する情報は、情報の開示を求める者が通過しなかった予備審査での通過者、又は不合格となった試験での合格者の決定方法による、当該不合格者等の総合順位及び総合得点割合とする。

(提供する情報)

第4条 提供する情報は、情報の開示を求める者が不合格となった試験での合格者の決定方法による、当該不合格者の総合順位及び総合得点割合とする。

様式第2号中「合格者／受験者」を「通過者・合格者／受験者」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年6月1日から施行し、令和5年6月以降に実施する試験等から適用する。